

平成 30 年度「緑のまちづくり支援事業」について希望される場合は、別添の申込書にご記入いただき環境保全課窓口にご持参いただくか、または郵送でお申込みください。

「緑のまちづくり支援事業」の概要

目的

地域における緑化の推進と緑化意識の高揚を図るために、必要な苗木や用品を支給します。

対象

町会・自治会及び近隣 3 世帯以上で構成された団体。

対象となる場所

個人住宅や集合住宅等の接道部等公共性の高い箇所

公園や道路等の公有地については、花苗・地被類のみの支給となりますのでご了承ください。

支給用品

別紙「緑化用品一覧表」に記載された苗木、花苗、地被類、コンテナ、園芸用土等のうち、各団体に割り当てられたポイント分を支給します。

ポイント数 : 160 ポイント

支給団体

15 団体程度を選考します

選考に当たっては民有地を優先し、その中でも受給履歴が少なく、且つ緑化効果の高い箇所を選考します。

支給場所

各団体が希望する場所に納入します。

実績報告

支援を受けた団体は支援事業が完了したときは、速やかに市に報告すること。

申請について

- 申請期間 . . . 平成 30 年 9 月 3 日 (月) から平成 30 年 10 月 1 日 (月)
当日必着 期間厳守願います。
- 審査等 10 月上旬
- 団体決定通知送付 . . . 10 月中旬
- 緑化用品配付 11 月中旬

注意事項

(申込みにあたって)

- (1) 苗木等は直接地面に植えていただくことが原則ですが、困難な場合は、プランター(セット品)を用意してあります。
- (2) 計画地については、〇町〇番地及びその周辺等、場所が特定できるようご記入ください。
- (3) 緑化計画図については、植付け場所を全て含むよう明示し、苗木等の植付け場所(印)・本数等を図面上に表示してください。

(支給にあたって)

- (1) 支給した緑化用品は、申請時に出された計画以外の用途に使用しないでください。
- (2) 緑化用品は、市が指定する日に各団体の希望する場所に納品します。
(時期は概ね11月中旬を予定)
- (3) 維持管理やゴミ処理など、この事業に関する一切についてその団体の責任において行ってください。
- (4) 植栽する場所の土地の所有者又は管理者の承諾を得てから申し込んでください。